

メンバーズローン規約改定のお知らせ

2024年6月1日をもってメンバーズローン規約を改定いたしますのでご案内いたします。規約の主な改定箇所は以下のとおりです。

■メンバーズローン規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第6条（期限の利益の喪失）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当した場合は、乙からの請求により、乙に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p>④甲が、第10条（その他承諾事項）(2)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、乙が、同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、甲から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</p>	<p>第6条（期限の利益の喪失）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次の各号の一つにでも該当した場合は、乙からの請求により、乙に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、未払債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p>④甲が、第10条（その他承諾事項）(2)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、<u>同条(3)に掲げる行為を一つでも行ったとき、又は、乙が、同条(2)もしくは第11条（マネー・ローンダリング等の禁止）(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、甲から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。</u></p>
<p>第10条（その他承諾事項）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (新規に規定)</p>	<p>第10条（その他承諾事項）</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(3) 甲は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。</u></p> <p><u>①暴力的な要求行為</u></p> <p><u>②法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</u></p> <p><u>④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨</u></p>

<p>(4) (新規に規定)</p> <p>(5) (新規に規定)</p>	<p><u>害する行為</u></p> <p><u>⑤その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><u>(4) 甲は、自らまたは第三者を利用して、乙または乙委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、乙 HP「お客様対応方針」にも記載しています。</u></p> <p>① <u>暴力、威嚇、脅迫、強要等</u></p> <p>② <u>暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動</u></p> <p>③ <u>人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動</u></p> <p>④ <u>長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ</u></p> <p><u>⑤ 金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と乙が認めた要求等</u></p> <p><u>(5) 乙が甲について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性がある」と判断した場合には、乙は、所定の追加確認を行うことがあります。</u></p>
<p>第 11 条 (マネー・ローンダリング等の禁止)</p> <p>(新規に規定)</p>	<p><u>第 11 条 (マネー・ローンダリング等の禁止)</u></p> <p><u>(1) 甲は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という）の目的で、本件融資を利用してはいけないものとします。</u></p> <p><u>(2) 乙は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、乙への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、乙がそれらを求めた場合、甲は合理的な期間内にご対応いただくものとします。</u></p>

【下線部は改定部分を示します。】

